

予習課題

2011年5月6日、菅総理大臣は、中部電力浜岡原子力発電所原子炉の停止を「要請」した。

国民の皆様に重要なお知らせがあります。本日、私は内閣総理大臣として、海江田経済産業大臣を通じて、浜岡原子力発電所のすべての原子炉の運転停止を中部電力に対して要請をいたしました。その理由は、何と云っても国民の皆様の安全と安心を考えたことであります。同時に、この浜岡原発で重大な事故が発生した場合には、日本社会全体に及ぶ甚大な影響も併せて考慮した結果であります。

文部科学省の地震調査研究推進本部の評価によれば、これから30年以内にマグニチュード8程度の想定東海地震が発生する可能性は87%と極めて切迫をしております。こうした浜岡原子力発電所の置かれた特別な状況を考慮するならば、想定される東海地震に十分耐えられるよう、防潮堤の設置など、中長期の対策を確実に実施することが必要です。国民の安全と安心を守るためには、こうした中長期対策が完成するまでの間、現在、定期検査中で停止中の3号機のみならず、運転中のものも含めて、すべての原子炉の運転を停止すべきと私は判断をいたしました。

【菅内閣総理大臣記者会見 2011年5月6日】

この発表後、それまで1,900円～1,700円で推移していた中部電力の株価（東証）は、1ヵ月で1,200円程度まで下落した。2013年4月下旬現在も1,300円程度で推移している。

これを前提に、以下の仮想の事例に基づく問に答えよ。

【仮想事例】

2011年5月6日時点で、中部電力の株式の5%程度を、スイス法人が保有していた。当該スイス法人は、日本国は日・スイス経済連携協定86条1項および91条に違反したとして、同協定94条に基づいて仲裁を申し立てた。

当該スイス法人の立場に立ち、主張を根拠づけよ。その際、予想される反論に前もって再反論をすること。

日・スイス経済連携協定は外務省サイトから入手できる。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/index.html>

【参考資料】

公正衡平待遇義務・収用の要件が議論された先例に関する日本語での解説（最近のもののみ）

- 小川和茂「投資協定仲裁判断例研究(44)」JCA ジャーナル 60 巻 4 号（2013 年）
- 小山隆史「同(42)」JCA ジャーナル 59 巻 12 号（2012 年）
- 杉原大作「同(41)」JCA ジャーナル 59 巻 11 号（2012 年）
- 荒木一郎「同(37)」JCA ジャーナル 59 巻 7 号（2012 年）
- 小山隆史「同(31)」JCA ジャーナル 58 巻 12 号（2011 年）
- 鈴木五十三「同(29)」JCA ジャーナル 58 巻 10 号（2011 年）
- 荒木一郎「同(27)」JCA ジャーナル 58 巻 8 号（2011 年）
- 山本晋平「同(26)」JCA ジャーナル 58 巻 7 号（2011 年）
- 石川知子「同(23)」JCA ジャーナル 58 巻 4 号（2011 年）

以上